

日中戦争期横浜正金銀行の対外業務 (2)

菊池道男

〈目次〉 序 ——問題の所在

第I章 日中戦争期経済と対外貿易

- 1 日中戦争期と戦時財政
- 2 戦時統制経済と対外貿易 (以上、本号)

第II章 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務

- 1 国際金融市場と金相場、銀相場
- 2 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務 (以上、本号)

第III章 「大東亜共栄圏」の形成と横浜正金銀行の対外業務

- 1 「大東亜共栄圏」の形成と経済開発
- 2 「満州国」通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務
- 3 中国本部における通貨戦と横浜正金銀行の対外業務
 - 1) 華北「占領地」通貨戦と横浜正金銀行の対外業務
 - 2) 華中南「占領地」通貨工作と横浜正金銀行の対外業務
- 4 南方諸地域通貨・金融と横浜正金銀行の対外業務

結語

第Ⅱ章 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務

1 国際金融市場と金相場、銀相場

30年代後半の世界経済は、欧米においては三国通貨協定の成立によって為替抗争に決着したものの、東欧諸国市場をめぐる英独の争いは戦争に発展し、この過程においてイギリスが為替管理へ移行し、三国通貨協定はその機能を停止・終焉に向かうが、他方ドイツは、為替を厳重な管理下におき、多角的決済機構を拡大していった。東アジアにおいては法幣の安定・維持を目指す英米は、南京・重慶政府支援とその関わりの中での、英米中為替安定基金を導入するが、為替管理が大勢を占める情勢のなか、結局、自由為替市場はその機能を停止することになったのである。

すなわち、欧米においては、世界恐慌の過程で英米はフランスから金を吸収され、36年半ば以降には逆にフランスから金を取り込む、という経緯のなかで、三国通貨協定が締結され、金ブロックは崩壊した。この三国通貨協定は、金ブロックを自由為替圏に確保し、ドル・ポンド・フラン間の為替相場を安定させ、為替抗争を終息させると同時に、為替管理地域の拡大を制限するという効果を果たすものとなった。

しかし三国通貨協定成立以降、この協定参加国間（英・米・仏・ベルギー・スイス・オランダ等）の収支不均衡及び欧州諸国からアメリカへ資本の移動と金の集中という機構が構築されることとなった。

まず、アメリカ・財務省は、36年12月以降流入する金を連邦準備銀行に直接振り向けず、国策として「不活動」勘定（不胎化）に保管しつづけた。翌年7月には中国の金準備を支援するために銀を対価として金を売却し、ついで対ブラジル為替相場の安定化を促進する目的で金（60万ドル）を売却した。この間欧州資金の移動によるドル需要に対して各国の為替安定（平衡）資金操作が

行われ、為替相場は幾分変動をみたもののほぼ安定を保っていた。しかし、この金の不胎化措置はことに効果なく、37年半ば以降アメリカ経済が景気を大きく後退させると、ほどなく不胎化は縮小し、翌年4月にはこの政策は完全に廃止になった⁴²⁾。また、37年以降国際通貨のF・フランが下落をつづけた。こうしたなかで、翌年4月、ダラディエ・フランは、経済リベラリズムに基調をおいていたが、翌月にポンドにリンクされることになり、ここにフランは一国民通貨として自立性を失うこととなった。そして、イギリス・ポンドの対ドル相場の固定化は、9月30日のミュンヘン協定（独・伊・英・仏協定）頃までは、一応の効果をあげ、10月危機を收拾し得た。しかし、イギリス経済はアメリカ景気後退の影響から貿易収支が悪化し、これを受けてスターリング・ブロック諸国は同国の残高を引き出して域外諸国への支払いを済ませた。その結果、イギリスは、11月にポンドの切り下げを継続し、それによって安定させることができた。ここにドルとポンドの関係が、かろうじて国際通貨体制にとって基軸であるという構造が明確になり、三国通貨協定による協調体制は維持され、この間動揺を呈していたフランは、これ以降安定に向かっていたのである⁴³⁾。

しかしながら、39年半ば、ロンドン金塊市場は不穏な国際情勢を背景に為替安定資金を売り応じ、対米現送点を上回っていたが、イギリス政府はその後欧州政局が緊張高ぶりのつづく8月25日、為替安定勘定を通して直ちに為替市場の操作を停止した。その結果としてポンドの対ドル相場は暴落し（4.27ドル）、それ以後はポンドが軟化し始め、4ドルの水準をも下回った⁴⁴⁾。他方、ドイツは、この間東欧諸国と為替清算協定を締結し、これらの諸国の生産品を高額で購入しマルクで決済する一方、他方では加工品をダンピング輸出して外貨を獲得し、これを軍需品輸入に充て、求償貿易及び金決済を促進した⁴⁵⁾。そして、ミュンヘン協定成立後、ドイツはズデーテン進駐・併合と好景気を背景にライヒス・バンク紙幣発行を増大させ、為替管理のもとにこれをズデーテン地方にも

42) A・ヌスバウム 浜崎敬治訳『ドルの歴史』法政大学出版局、1967年、199ページ。島崎久彌『金と国際通貨』外国為替貿易研究会、昭和58年、203-205ページ。東京銀行編『横浜正金銀行全史 第四巻』東洋経済新報社、昭和57年、496ページ。

43) 馬場宏二「国際通貨問題」宇野弘蔵編『講座 帝国主義の研究』青木書店、1975年、186ページ。石見徹『国際通貨・金融』有斐閣、1995年、81ページ。東京銀行編、上掲書、392ページ。

44) 安保哲夫「ニューディールの対外経済」東京大学社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東京大学出版会、1979年、371ページ。

45) 平智之「経済制裁下の対外経済」原朗『日本の戦争経済—計画と市場—』東京大学出版会、1995年、145-149ページ。

適用することとした。その後の39年6月、ライヒス・バンクは改組令（中央銀行法、改正）の結果、政府への従属関係強化、制度的障碍の撤廃などを通して、政府への貸上をさらに拡大することになった。またなお、同年8月19日にドイツは、ソ連及びその他の諸国と貿易・信用協定を成立させ、嚴重な為替管理を行ったのである⁴⁶⁾。

東アジアにおいては、日本は日中戦争への突入により、中国本部での経済さらには通貨・金融に介入することとなったが、占領地域においては、列強（英・米・仏・独・露）の利害と衝突のなかで、早急に日本の経済圏及び円系通貨圏を育成・強化していかなければならなかったのである⁴⁷⁾。

すでにみたように日本軍は、軍事的侵攻のもと占領地を拡大するとともに、傀儡政権を通して各地の海関を撰取し、そして塩税や統税の各種機関を支配下に置いて南京政府（蒋介石政権）の財政収入・外貨獲得に圧迫を加え、なお一方で円系通貨による本格的な法幣駆逐工作に取り掛かった⁴⁸⁾。

他方、南京政府は、法幣の価値を維持するために継続的な支払い準備を確保することが必要であり、そのためには為替の無制限な売り応じをすることと同時に、海外に資金準備（在外資金）を必要とした。しかし、36年以降、銀貨使用国に大混乱をもたらした自由市場（ロンドン）を通ずる銀買上が停止されることとなった。これを受けて同年6月27日、アメリカ・財務省はこれに代えて銀の処分を希望する外国政府と二国間銀協定（金銀交換政策）を締結し、この協定に基づいて銀を買上ることとした。この二国間銀協定は、アメリカにとってラテン・アメリカ諸国、中国などの国々に対する通貨面からの経済援助策としての性格をもつと同時に、ドル・ブロック圏創出の効果的な一手段となっていた⁴⁹⁾。この協定に沿って、アメリカ・財務省はメキシコやペルーなどのラテ

ン・アメリカ諸国から41年までに銀を購入し（3.9億オンス）、これに対してドル為替（約1.8億ドル）を供与した⁵⁰⁾。また中国に関しても、36年から41年までの6年間に銀（5.2億オンス=2.2億ドル）を買い上げ、在外資金準備（ドル為替と金）を支援したのである⁵¹⁾。

ここで米中金銀交換協定についてみると、アメリカ・財務省はこれまで第一次、第二次協定を成立させ、日中戦争勃発の翌日、新たに第三次協定（モルゲンソー財務長官＝孔祥・財務部長、1億5,000万オンス）を成立させた。この取扱は銀を数回に分けて買い上げ、支払いは金（金1オンス=35ドルのレート）で行い、ニューヨーク連銀を通じてイヤー・マークされるというものであった。この経済援助策は、この間平価切り下げによる金の過剰流入に苦しんでいたアメリカにとっては、自国の過剰金問題を解決すると同時に、南京政府の金準備率を高め（新幣制及び金融的コントロール）、法幣を強化するという一挙両得を意図したものであった。他方、南京政府にとっても、国内銀の回収、この国有化銀の売却によって得た資金をドル為替と金に換え、ニューヨークの大銀行に預託して在外資金に充当でき、法幣価値の安定・維持に向けられることになったのである⁵²⁾。

なおこれに加えて、37年12月にアメリカ政府は、ロンドン銀協定（中国・カナダ・メキシコ）の不更新決定を受けて、国内新産銀の買上価格を1オンス77.57セントから64.64セントに引き下げた。つづいて翌38年3月、アメリカ政府は外国銀の買上価格を44 $\frac{3}{4}$ セントから43セントに引き下げ、メキシコ銀買入中止、米中銀協定改定及び国産銀の買取中止を公表し、さらに銀国有令及び同令付随の大統領令（34年、布告）の廃止を決定した。こうしたなかで、7月16日にアメリカ政府は、米中金銀交換協定の第四次交渉（モルゲンソー財務長官＝陳光甫上海銀行総裁）を成立させ、1億オンスの銀を購入し

46) 戸原四郎、上掲書、186、190ページ。

47) 伊牟田敏充「第二次世界大戦期の金融構造」伊牟田敏充編著、上掲書、25-26ページ。

48) 鈴木降史、上掲論稿、61-62ページ。なお、これより遡って、35年11月4日、南京政府は、英国が為替及び金融に対する支援を与えた法幣（スターリング系通貨圏）を出現させ、さらに法幣は米国が南京政府より巨額の銀購入と金（外資）供給の途を備えたことで幣制改革を実現させた。（吉田政治『最近の支那通貨事情』東洋経済出版部、昭和14年、121-123ページ）。

49) 齋藤叫「アメリカの銀政策の展開と中国」野沢豊編『中国の幣制改革と国際関係』東京大学出版会、1981年、157-158ページ。

50) A. S. Everest, *Morgenthau, the New Deal and Silver* (N.Y., 1950), pp. 98-100.

51) Young, A. N., *China's Nation Building Effort, 1927-1937* (Stanford, 1971), pp. 481-483.

52) 滝田賢治「ルーズベルト政権と米中銀協定」野沢豊編、上掲書、192-193ページ。

た⁵³⁾。なおまた同年下期、アメリカ政府が外国銀買入価格を引き下げると同時に、他方で国内新産銀の高値買上政策（シルバー・ブロックの要求）をつづけた。いずれにせよ、この政策は当初目標として揚げられた通貨政策としての性格は放棄され、国内産銀業に対する補助金政策の傾向を強め、1オンス71.11セントに引き上げることとなった⁵⁴⁾。その後のロンドン銀塊相場は、39年末に、17 15/16ペンス、40年末に、23 ¼ペンス、ニューヨーク銀塊相場は、39年末に、37 ¾セント、40年末には40から43セントを上下する変動を示した。また、国内新産銀の買上価格は39年末及び40年末において、71.11セントを維持していたのである⁵⁵⁾。

しかし、後述のように傀儡政権「中華民国臨時政府」のもとに成立した中国聯合準備銀行は、38年3月中旬に聯銀券を発行し、同価格において法幣を回収、これを上海に送って外国為替を買付け、法幣対外価値崩壊の手段たらしめるにいたった。かくして華北にこの聯銀券が流通し、これが法幣とパーである以上、聯銀券流通力の増加に伴って法幣は、上海に流れ込むことになるが、上海為替市場においても聯銀券は、対英1シリング2ペンス（日本円の対英貨価格）の貨幣価格を持っていた。この結果、上海の法幣に対する不安を増大せしめることとなったため、3月14日に南京政府財政部は為替の無制限売買を停止して為替統制管理強化の対策を打ち出した。この時を境として為替相場は急落を始め、6月上旬、上海金融市場は標金現物が急騰し混乱状態に陥ることとなった。なおこれに加えて、これまで香港上海（匯豊）銀行に預けられた関税収入が、これ以降日本（正金銀行）が取り扱うことになり、これを契機に上海海関の攝取を通して日本側は改めて法幣切り崩しに邁進した。しかし、法幣は上海為替市場に放出されることにもなったが、結局、1シリング1ペンス乃至1シリング台を維持し得た⁵⁶⁾。この時期、上海為替市場には法幣の法定（公定）

相場のほかに、その闇相場、いわゆる実際相場（法幣の市場相場＝実質相場）が出現し、後者は相継ぐ下落の末、遂に8ペンス前後に落ち込むこととなった。38年後半は香港上海銀行の実際売相場が終始一貫して8ペンス4分の1を推移したことから、法幣の市場相場はこの8ペンス4分の1として、事実、安定し市民からの信頼を得ていた。その後において、南京（漢口）政府の公定相場は、1シリング2ペンス4分の1を維持し、少額の統制売りもこの相場によって取り扱われたのである⁵⁷⁾。

ところで為替統制売りは売り止めに繰り返し、為替市場を悪化せしめる状況にあったが、38年10月、日中戦局が華南に波及すると、ほどなく漸減することとなった。また、38年の重慶政府の在外資金は、輸入の増大、輸出の不振という状況のなかで著しく減少させることとなった⁵⁸⁾。これを受けて、3月以降為替操作を委任されていたイギリス政府系銀行は、翌年3月に為替資金の不足に陥り、その対策として安定資金を設けることとした。ここに英米の法幣工作は、援助から管掌の段階にすすむことになった。かくして3月8日、イギリスは香港に英中合同の為替安定資金委員会（Chinese Currency Fund Committee）を設置して法幣対策（法幣安定援助）を検討した。その結果、イギリスは自国側から500万ポンド（香港上海銀行300万ポンド、チャータード銀行200万ポンド）、重慶政府側からも500万ポンド（中国銀行350万ポンド、交通銀行150万ポンド）を醸出して、3月29日、三国通貨協定に基金的な性格を添加した為替安定基金（Sino-British Stabilization Fund）を設立した。この安定基金の操作機関は香港上海銀行、チャータード銀行の両上海支店が担当して、独立会計をもってイギリスのイングランド銀行に設置され、5月1日に実際に活動を開始した。なおまた、この英中為替安定基金の制度は、従来内密的であった法幣の安定相場を8ペンス4分の1とすること、及び法幣維持の担当者がイギリス政府系銀行で

53) 滝田賢治、上掲論稿、182ページ。東京銀行編、上掲書、346,387ページ。

54) J. A. Brennan, *Silver and the First New Deal* (Nebada,1969), pp. 152-153.

55) 東京銀行編、上掲書、520、625、718ページ。中瀬寿一編著『世界恐慌前後から第二次世界大戦に至る世界政治経済経営史年表—1917～1945年—』大阪産業大学経営経済研究室、1983年、404ページ。

56) 及川恒忠『支那の幣制』慶應出版会、昭和19年、212-219ページ。

57) 吉田政治『最近の支那通貨事情』東洋経済出版部、昭和14年、55-57、98-99ページ。宮下忠雄『支那戦時通貨』日本評論社、昭和18年、191-192ページ。

58) 吉田政治、上掲書、100-101、117ページ。

あること、を表面化させたのである⁵⁹⁾。

しかしながら、この英中為替安定基金は、重慶政府の巨額な入超と法幣を利用した日本側の法幣駆逐工作（上海為替市場に華興商業銀行券が進出）の影響のもとで目減りが著しく、これらの対策は、重慶政府の期待した効果を挙げることができなかった。こうした状況のもと、6月7日に香港上海銀行は突然に為替安定基金による為替売りの停止を行った結果、法幣は6ペンス台に下落して金融市場はまさに混乱状態を呈した。そして、この他に同月14日、天津英仏租界が封鎖されたこと、7月に中南支諸港の日本軍による封鎖が拡大されたこと、華僑の送金が激減したこと、法幣の南下が継続していること等の悪材料を相乗させて、7月半ばには為替安定基金の涸渇が予想されるにいたり、またこれと併行して法幣の相場も、7月18日には香港上海銀行は為替売りの中止によって4ペンス台に急落した。ここに金融市場は混乱し、法幣価値維持工作は破綻を余儀なくされることとなったのである⁶⁰⁾。

なお一方、戦雲が迫るヨーロッパ政局のなかで、アメリカの巨額の資金が欧州大陸から流出し、第二次世界大戦勃発の翌日、イギリスは厳重な為替管理令を発布・導入した。イギリスは、これより先の8月「緊急権限（国

防）法」(Emergency Powers (Defence) Act, 1939) を公布するとともに、「国防（金融）規則」(Defence (Finance) Regulations, 1939、〈戦時資本統制〉) を制定し、これらの規定に沿って、さらに金及び外国為替管理（金・外貨の国有、金・外貨・証券の輸出禁止）を強化することにしていった。また戦争の激化にともなってナチス・ドイツが勝利を得、金の廃貨を不安視したアメリカは金を購入し、ヨーロッパの国々は、金準備及び金貯蔵に努めることとなったのである⁶¹⁾。

そして外国為替取引がイングランド銀行に集中されることとなった9月5日、イギリスは、外国為替の公定相場（ポンドの対ドル相場4.06～4.02）を設定・公表する一方、他方でイングランド銀行は軍需物資調達のために外貨の計画的割当や保有米貨証券の売却準備を強力にすすめることにした。しかし、9月15日に英米クロスの動揺により対米為替相場裁定が中止され、ポンドの交換性がとりわけドル地域の通貨に対して制限されたことから、英米以外の諸国はスターリング・ブロックから離脱し、10月25日に米ドルに決済基準を置くことを余儀なくされた。イギリスは、ポンド域内の外国為替の決済にはニューヨーク及びロンドン市場を利用し、また為替資金の両地間移動の円滑化を最大要件として、基準変更の決

第5表 外為替相場（1936-1941年）

年次	ニューヨーク (100円につき)		ロンドン (100円につき)		上海 (100円につき)		ボンベイ (100円につき)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1936 (昭和11) 年	29 ½	28 ½		1.02-	94.8	97.1	77 ⅞	76 ¾
1937 (昭和12) 年	29 ¼	28 ½		1.02-	95.2	97.6	77	76 ¾
1938 (昭和13) 年	29 ¼	27 -		1.02-	97.6	153.8	78 ⅞	76 ⅞
1939 (昭和14) 年	27 ⅜	23 ⅝ ₁₆	1.02 ⅝	1.02-	-	-	81 ¼	77 ¾
1940 (昭和15) 年			1.05 ⅓ ₁₆	1.02-	-	-	98 ⅞	77 ¾
1941 (昭和16) 年				1.02	-	-	77 ¾	77 ¾

(注) 総務庁統計局監修、日本統計協会編『日本長期統計総覧 第3巻』日本統計協会、昭和63年、106-107ページより作成。

59) 渡邊長雄『新中国通貨論』世界経済調査会、昭和23年、52-53ページ。東京銀行編、上掲書、512ページ。なお、この制度は、英国の蒋介石援助よりも、自国の利益のために法幣価値を維持し、(中国) 在外資金と為替管理の実権とを英国側に奪い取ったものと想定できる（吉田政治、上掲書、100-101ページ）。

60) 鈴木隆史、上掲論稿、62ページ。及川恒忠、上掲書、219-222ページ。

61) 島崎久彌、上掲書、203-205ページ。中瀬寿一編著、上掲書、407ページ。

定につづいて、これ以降対米相場はクロス・レート237/16セントで裁定して算出することを併せて決定した(第5表)。これによって三国通貨協定(自由為替圏)も実質的に機能を停止し、スターリング地域の諸国(仏・カナダ等)もイギリスと同様に為替管理を採用し、金・ドル準備をロンドンに集中させた⁶²⁾。これを受けてイギリスは40年1月以降、数次にわたる為替管理改正令により、外国為替の統制を強化した。しかし他方で、自由ポンド相場下落は、イギリス政府にとって、戦時金融をポンドで賄い、ことさら戦後にポンドの復権(金・外貨準備)を狙うためにも、容赦されるものではなかった。そこでイギリスは、非スターリング地域のポンドについても統制の対象に含めることにしたのである(第二次スターリング・ブロック形成)⁶³⁾。

ところが、同年5月以降ナチス・ドイツが西欧全域の制圧を本格化させたが、イギリスは、この欧州戦局のなかで輸入の増加などを背景に外貨売止めを実施したため、自由ポンド市場におけるポンド相場は急落し(3ドル)、アメリカの支援が急務となった。そして他方で、6月以降、イギリスは非スターリング地域諸国との間に、英・仏・ベルギー金融協定(同月7日)、英・仏・オランダ金融経済協定(同月14日)、英・ブラジル支払い協定(同月23日)、英・米為替協定(7月18日)などの清算協定、双務的な支払い協定を締結し、特別・登録勘定を創設するにいたった。かくして、欧州開戦により波乱が多いなかで英・仏・加などが嚴重な為替管理を施行した結果、ニューヨークと上海だけが為替の自由市場(自由為替圏)の面目を保つことになり、アメリカ政府は為替委員会を設置して為替相場の過度な動揺防止に努めたものの、対英自由相場は大いに変動した。40年下期におけるイギリスの外国為替は為替管理強化のために自由市場におけるポンド取引が殆ど消滅し、僅かにスイス・中南米為替取引があるだけであった。そして41年には、対米公定相場が不変のなかで、ポンド域内(自由為替圏)への振替でも同域内居住者に対してのみこれを認めるな

ど、ますます域外への資本逃避の取締を厳しくした。と同時に第三国における自由ポンド市場の圧迫をはかったため、ニューヨークの自由ポンド相場は公定相場を上回り、英米間において戦時協調の実施を余儀なくされることとなる⁶⁴⁾。そして一方、アメリカの外国為替は41年上期、欧州為替市場潰滅の結果、ニューヨーク市場における自由ポンド取引はごく少量で、その相場は4.03 1/2ドルに終始した。そして下期においては、金の輸入は少額であったが、金イヤマーク高は増加し、なお銀の輸入高は少額にとどまった。外国為替は、資産の凍結の拡大につれ市場が狭隘化し、結局、ニューヨークの自由ポンド相場は、4.03 3/4ドルを推移していたのである⁶⁵⁾。

他方、ナチス・ドイツは、戦局が有利に展開した40年5月以降西北部を占領地域とし、その間にソ連と通商条約を締結、さらに北欧及び東欧諸国と貿易協定乃至清算協定を締結した。そして、7月25日にフンク(W. Funk、シャハトの後継者)経済相(兼ライシス・バンク総裁)が、欧州新秩序(New Order, Neu Ordnung、ナチスの戦後経済通貨体制)構想を発表した(ベルリン)。それは市場原理を否定して経済ブロック化を指向するとともに、通貨面においては、金本位制度への復帰を否定して、マルクを本位通貨とし、これに基づいて多角的清算機構を確立しようとしたものであった(ベルリン中心)。これに基づき、ドイツは占領地における通貨工作を着々とすすめ、外国為替を嚴重な管理下のおき、11月15日に独・仏間に清算制度成立、12月4日に独・ルーマニアの経済再建計画援助の議定書調印などを果たした。41年においても、ドイツは外国為替を依然として嚴重な管理下におき、占領地域においては、ベルリン経由で多角的清算機構の範囲を拡大させていった⁶⁶⁾。そしてフランスは、同年5月2日、為替統制新法令公布、金及びドルの管理方針を決定していたが、戦乱の後、6月22日、ドイツとの間に停戦協定を結び、これによってフランス領の一部はイギリスから敵地として取り扱われることになった。フランスの敗退とイタリアの対英仏宣戦を頂点

62) 石見徹、上掲書、82ページ。東京銀行編、上掲書、546-547、550ページ。新井慎次『両大戦間の円と為替の話 上』外国為替貿易研究会、昭和45年、134-135ページ。

63) 上川孝夫『国際金融史 国際金本位制から世界金融危機まで』日本経済評論社、2015年、169-171ページ。

64) 馬場宏二、上掲論稿、187ページ。東京銀行編、上掲書、597、687ページ。上川孝夫、上掲書、169-171ページ。島崎久彌『円の侵略史』日本経済評論社、1989年、242ページ。

65) 東京銀行編、上掲書、488,497,603-606、694、697ページ。新井慎次、上掲書、134ページ。

66) 島崎久彌、上掲・『円の侵略史』248-251ページ。東京銀行編、上掲書、600、690ページ。

として欧州戦局は一時停滞状態に入ることになった。その後ヴィシー政府は、ドイツ軍政下の7月9日、為替統制局を設置し、資本輸出統制及び為替管理などの業務をフランス銀行に代行させることとした。フランスは、占領地域・非占領地域ともにその厳重な管理が続行され、為替取引所は閉鎖され、自由市場もなく、対独公定相場はこの間1マルクに付20フランと不変であった。その後の11月17日、ヴィシー政府は、独・仏通貨協定を成立させ、為替管理をさらに強化させていくこととなったのである⁶⁷⁾。

ところで、東アジアにおいては、第二次世界大戦の勃発により、英仏が対独戦争へ突入して行き、重慶政府（蒋介石政権）を援助しうるのはアメリカのみとなり、アメリカ・ローズヴェルト政権は蒋介石政権との協調関係のもとに経済・軍需援助を継続させざるを得ない情勢となった。まず、アメリカ・財務省は、10月に中国の要請に応じ、蒋介石政権財務顧問アーサー・ヤングの協力のもと、法幣安定資金援助の必要性を認識し、早急なる対策を検討することとした⁶⁸⁾。翌年6月に欧州政局の悪化のなかで米中は、財務部長宋子文が渡米し交渉にあたったが、財務省方針との相違が大きく進展なく、11月に入りローズベルトとの間によりやく合意の運びとなった。すなわち、同月中国側は「中英米協力法案」を提案し、中国の主権と統一を保持する一方、他方で日本の東亜新秩序確立を阻止するために法幣安定資金（2-3億ドル）の供与を要請した。これに対して、ローズベルトは、モーゲンソー財務長官に交渉を一任し、同月30日には法幣安定資金ならびに同額の物資購入資金の借款供与を表明した。これにしたがって12月10日にイギリスも法幣安定・物資購入各々500万ポンドの借款供与を公表した⁶⁹⁾。つづけて、11月にアメリカは、通貨安定のために、英米両国がそれぞれ資金援助（5,000万ドル）を中国に提供する意思を公表した。さらにアメリカ財務省は40年12月、中米英三国共同の為替安定資金委員会（Currency Stabilization Board of China）の創設を提唱した。その

創設準備をすすめていたが、41年4月、上海でテロ事件が発生し、上海為替市場の不安が激化するなかで、アメリカは急遽米中協定を締結し、それと併行して英中協定調印の運びとなり、英米政府は、為替安定基金として米國為替安定資金（5,000万ドル）、イングランド銀行（500万ポンド）をそれぞれ重慶政府（中国銀行及び中国銀行）に供与することとした。かくして同日、香港に中米英為替安定基金（The Tripartite Stabilization Fund）が創設された。そして、さきの英中為替安定基金の管理もこれに移し、上海における操作銀行としてポンドについては香港上海銀行とチャータード銀行を、ドルについてはナショナル・シティとチエースを割当て、為替安定資金を供与することとしたのである⁷⁰⁾。

しかしながら、41年7月26日にアメリカの資産凍結令は中国にも適用されたため、上海の自由為替市場はこの時を境にして終わりを告げ、法幣は崩落に直面した。重慶政府は直ちに「非常時禁止進口物品弁法」による輸入禁止の励行及び輸出為替集中の強化を表明した。またなお英米の対重慶政府支援は、8月18日以降、上海為替市場における法幣対策を一変させ、英米ソ蘭、並びに重慶側（17銀行）に対して5 5/16セントの相場カバーを供給すると発表した。同時期の市中相場は5 5/16ドルの相場を下回っていたが、ここに闇相場はようやく消滅することになった。かくして、8月18日に活動を開始した同為替安定資金委員会は、上海の租界における中国系の銀行や、蒋介石政権の支配地域のみならず、占領地域との間における外国銀行の為替取引をも、カバーするものであった。さらに以上に加えて、同年11月中旬に英米と重慶政府は貿易管理に関する新協定を成立させ、反枢軸諸国（中国と米英など）との貿易その他の金融取引をすべて為替安定資金委員会を経由することとした。ここにいたって、上海の国際的な自由為替市場としての機能は完全に停止され、為替管理が採られた結果、上海為替市場における法幣は資産凍結及びこれに関する一連の措置により、外貨への自由交換性を喪失することになった。日

67) 東京銀行編、上掲書、632、689ページ。中瀬寿一編著、上掲書、410ページ。

68) Young, A. N., *China and the helping Hand*, pp. 166-168. 鈴木隆史、上掲論稿、63ページ。山室信一、上掲書、192-193ページ。

69) Blum, *From the Morgenthau Diaries*, vol. II, p. 363. U. S. Dept. of State, *Foreign Relations of the United States, 1940*, vol. IV, pp. 658-659. 鈴木隆史、上掲論稿、63ページ。

70) 渡邊長雄、上掲書、58-60ページ。

本としても法幣を通ずる第三国為替乃至物資の獲得が不可能になった⁷¹⁾。なお、英米中三国為替安定基金は、41年12月末、日本の香港占領とともに重慶に移転し、その機能を停止することとなったのである。

ともあれ、世界的に為替管理が支配的となる情勢のなか、欧州自由為替市場はほぼ潰滅し、東アジア（上海）自由為替市場もその機能を停止し、ひいては金銀の自由取引市場も機能不全となり、結局、世界経済における外貨（自由）交換は完全喪失することになったのである。

2 貿易・為替統制と横浜正金銀行の対外業務

世界・アジア政情不安のなか、この間各国のブロック経済と貿易・為替管理の強化策及び国内の経済統制が推進されるなか、日本経済は外貨資金の不足に陥ることとなった。この対策として政府は、外貨資金の確保はもとより、為替相場の安定・維持を課題として、金銀現送、為替市場の統制等をすすめたが、しかし第三国との経済関係が途絶され、為替相場は廃止され、結局、正金銀行の外国為替・貿易金融業務は終焉し、欧州各国支店は閉鎖を余儀なくされることとなったのである。

すなわち、前述のごとく国内・外の政治・経済情勢の変化を背景として、円為替は動揺し、不安材料を累積させることとなり、ここに外貨の獲得及び国際収支の均衡などの対外経済の主要課題が惹起されることとなった。36年末、政府は37年の軍事予算の大膨張に関連した輸入為替取決めが殺到するという事態が発生したため、37年1月8日に外国為替管理法の改正につづいて為替管理の強化、金現送、為替銀行の国策支援等々の外国為替政策を展開し、輸入貨物代金決済のための為替取引と輸入信用状取得を許可制にし、輸入の統制・強化（貿易管理）をもって、その安定・維持をはかることにした。しかし、輸入為替許可制の導入後においても輸入増は収まらず、日本銀行は同年3月、金現送を再開して在外資金を補充し、為替相場の維持（1シリング2ペンス）に努めることにした。そして6月以降、輸入激増に直面した大蔵省・商工省はさきに声明した財政経済三原則に基づき輸入許

可の圧力・強化、輸入の削減に努め、国際収支の均衡と同時に、軍需物資の輸入を実現させるために貿易統制と外国為替管理を強化することとした。こうした事態のなかで正金銀行は、36年12月、これまで継続してきた為替買持を見直し為替売持の方針に転換を余儀なくされ、さらに37年1月以降統制された為替を独占的に取扱い、3月に金現送に関わり、為替管理の行政補助機関としての性格を強くもつこととなった。この間の正金銀行の為替取扱は、輸入漸増、輸出漸減の結果として、巨額の売越となり、直ちに外貨資金の調達を迫られることとなった。ここに正金銀行はこれまでのような輸入為替偏重の傾向を改め、すべて英米貨資金の調達に結びつく金融に基づいた、輸出為替の吸収を目指して邁進することとなったのである⁷²⁾。

日中戦争勃発に伴う国内・外情勢を反映して、日本の輸出入貿易、国際収支の変動及び外国為替相場の変動が継続されるなか、政府は戦時為替政策を積極的に推進することになった。

まず、政府は、7月の特別会議において、日本銀行金買入法の廃止及び日本銀行兌換券膨張の制限外発行対策として、産金法のほか金準備評価法、金資金特別会計法を制定し、政府への金集中を促進した。こうした政策のもとに集中された金が現送され、これが（在外資金）対外支払に充当され、外国為替相場の安定・維持に寄与することにもなった。また、政府は8月9日、この間採用されてきた金政策（国際収支の調整、対外支払手段の確保と外国為替相場の安定・維持を目的）を変更し、新たに重要資源輸入資金の金現送引き当てとすることとし、これに基づいて為替資金の調整、産金助成奨励に関する方針を強化することとした（第2表）。そして、金現送の代わり金は、政府の在外預金として、正金銀行ロンドン・ニューヨーク支店に預け入れ、まず外貨債元利払いに充当し、後日これが正金銀行に払い下げられ、この手順による金繰りで、正金銀行は一息つくことができた⁷³⁾。しかし、為替統制の強化がはかられるなか、正金銀行の先物取引の独占、輸出ビルの買いあさり等の問題を提起していた本邦外国為替銀行は、さらに金現送代り

71) 東京銀行編、上掲書、760-761ページ。

72) 東京銀行編、上掲書、347-349ページ。日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史 第四巻』日本銀行、昭和59年、362ページ。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史 十三巻 一国際金融政策一』東洋経済新報社、昭和38年、263-264ページ。

73) 齊藤壽彦、上掲論稿、35-36ページ。東京銀行編、上掲書、361ページ。新井慎次、上掲書、94ページ。

金の独占的払い下げで正金銀行の外国為替業務が増大する一方、他方で、他の外国為替銀行のそれが停滞する状況にあると苦言した。この場合、政府の為替統制では、正金銀行の立場を一層有利にするばかりか、本邦外国為替銀行の手許を逼迫させているとし、ここに正金銀行と本邦外国為替銀行間に軋轢が表面化し、両者の対立を激化させた。その結果として、政府金現送代わり金の払い下げを正金銀行のみでなく、他の本邦外国為替銀行でも行うべきだとの要望が生じ、さらに為替相場を公定せよとの要望も現れてきた⁷⁴⁾。これに対して同年8月23日、政府（大蔵省）は、日本銀行を通して為替相場の自治的協定である「対英為替相場に関する協定」を本邦外国為替銀行に締結させ、為替相場の公定（1シリング2ペンス）によって市場を直接統制することにした結果、この統制力のもとに外国為替銀行間の対立・抗争の不安が除かれることとなったのである⁷⁵⁾。

なおまた9月16日、政府・大蔵省は、「外国為替管理法」改正と「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル件」の公布（輸出入リンク制、実施）につづき、為替管理法、無為替輸出の取締及び輸入為替等許可制の強化に着手し、国内資金の調整と国際収支の改善をはかり、物資需給の調節を促進することとした。この結果、為替管理と貿易統制が一段と整備され、軍需産業に優先的な資金供給と原材料確保を併せ持つ統制政策が推進されることになった。他方38年において、日本銀行が、国際収支の赤字決済のため金現送をつづけた結果、保有金はほとんど払出されてしまった。いうまでもなく日本銀行の正貨準備残高が減少すれば、ほかならぬ必然的に国内・対外におけ

る信用を損なうと同時に、戦時経済の運営を一層困難にする恐れがあった⁷⁶⁾。

しかし、同年2月以降、欧州政局不安のもとに英米為替が軟調に転じ、それが対英相場に波及して相場維持（1シリング2ペンス）が困難となる事態が発生することになった。これを受けて日本政府は、ここで再び日本銀行を通して為替相場協定の強化に乗り出し、4月に各外国為替銀行の同意を得て、銀行間での為替売買に対する包括的許可制を採り、これに法的な強制力を賦与することとした。そしてこの許可制の採用に伴い外国為替銀行間にも為替相場維持協定が締結されることになったが、この協定相場は実際に公定相場として直ちに実施され、為替相場を通じた銀行間競争は排除されることとなり、ここに為替相場は直接政府の統制下に置かれるにいたった⁷⁷⁾。なお、為替売買に対する為替銀行の許可制は、政府の許可が極めて限定的（過去の実績を基準、1ヵ月程度）な許可であったことから、その実施にあたって、為替取引は正金銀行に集中される結果になった⁷⁸⁾。かくして英米市場における金融圧迫化のなかで、7月に日本政府は輸入資金を円滑にするため、外国為替局（37年11月27日設置）の機構強化及び日本銀行の正貨準備を利用すること決定し、これを受けて7月19日に大蔵省は日本銀行に対し外国為替基金の設置を認可し、同日に日本銀行は3億円の金塊を（輸出入リンク基金として）外国為替基金勘定に組み替え、これを正金銀行に預金し、8月1日にこの基金を実施に移したのである⁷⁹⁾。

実際、この外国為替基金は、輸入の決済のために外国為替銀行の外貨資金を中央機関に集中させ、この資金を

74) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、263-264ページ。さらに、本邦外国為替銀行は正金銀行の営利及び統制機関の二面的機能を有する矛盾の指摘と、外国為替銀行を統制する機関及び外国為替政策の主体として日本銀行が中心機関たるべきである、との要望を出すこととなった（朝日新聞経済部編『戦時體制下の日本経済—朝日経済年史臨時特輯—』朝日新聞社、昭和13年、165-166ページ）。

75) 日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、393-394ページ。なお、翌年2月「対米為替相場協定」が成立し、4月5日、実施された。

76) 東京銀行編、上掲書、352ページ。新井慎次、上掲書、94ページ。柴田善雅、上掲書、121-122ページ。なお、日本の対外信用は、36年末までは充実していた。しかし、日中戦争勃発後、ロンドン市場において三井・三菱ハウス・ビルの再割引が不可能となり、これが預金銀行の特約分にまで波及するなど、日本のロンドン銀行に対する信用が減退した。この結果、正金銀行ロンドン支店の資金繰りには支障が生ずるにいたった（土方晋『横浜正金銀行』教育社、1980年、215-216ページ）。

77) 楯西他、上掲書、1045-1046ページ。齊藤壽彦、上掲論稿、35-36ページ。

78) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、267-268ページ。東京銀行編、上掲書、415ページ。

79) この際日本銀行は、金塊をアメリカへ現送し、その一部をニューヨーク連邦銀行におけるイヤマール金として保留していたが、その売却代わり金は外貨資金（米ドル・英ポンド）に代えて、正金銀行に預金され、これを正金銀行に対する外貨預金として寄託し、ここに基金関係金塊についての外貨資金化並びにその正金銀行ロンドン・ニューヨーク両支店への分割寄託後、直ちに輸出入の回転資金として運用されることとなった（新井慎次、上掲書、141-142ページ）。

重点的に使用させる制度であり、この制度に基づいて、為替政策は、正金銀行と本邦外国為替銀行に輸出品用の原材料輸入資金を貸付る一方、他方で輸出為替の取組みで返済させるといった仕組みになっていた。そしてこの基金の回転を一層効率的にするために、直ちに政府はこの間実施してきた外貨資金集中制を抑制し、これに代わる決済資金確保の必要に迫られた⁸⁰⁾。なおそれに加えて政府は、7月末に為替強化策の一環として、為替銀行の余裕外貨資金を日本銀行に集中する外貨資金集中制を採用し、正金銀行がこの集中為替資金を有効に運用すると同時に、日本銀行に強力な為替市場の統制権を与えることを目途に、これを同年8月より実施することとした⁸¹⁾。そこで、8月、政府は省令によらず、日本銀行と外国為替銀行との個別的契約による外国為替余裕金の集中（日銀外国為替集中制度）を実施し、集中された余裕外貨資金を正金銀行が効率的な運用をはかることとした。この際正金銀行は、軍需を中心に輸入為替決済のために、輸出為替の取立てのみをもってしては応じきれず、ことに外国為替基金及び外貨資金集中制の補強を受けつつ対外経済に対応したものの、なおかつ決済資金に不足して、その差額は金塊現送売却代わり金（外貨）の払い下げを受けて補填せざるを得なかった⁸²⁾。かくして、正金銀行以外の外国為替銀行への基金の貸出は低調であったが、在外資金の不足に陥っていた正金銀行は、この制度資金をとおして、外貨負担を軽減することとなった。この結果、日本の外国為替市場においては、従来営利機関たる正金銀行が（大蔵省の）外国為替・貿易金融機関として位置を占めていたが、この間外国為替基金の設定と外国為替余裕金の日本銀行への集中という措置を通して、日本銀行が強力な為替統制の中心機関となるにいたったのである⁸³⁾。

しかし、同年10月に日中戦局が華南に波及すると日本軍の華中南侵攻による在華権益の侵害を恐れていたイギ

リスは、日本に抗議すると同時に、ロンドンの反日行動は金融部門にも波及することとなった。ことにロンドン金融市場においては対日取引が厳重となり、ロンドン民間銀行の対日信用制限から、正金銀行の金融業務も減小を余儀なくされた⁸⁴⁾。こうした情勢のもと、政府所有銀塊の現送が開始された。これをロンドン・ニューヨーク両市場で売却し、その代わり金は政府預金として正金銀行に預託された後に政府の海外支払資金として利用され、ひいては正金銀行の政府に対する為替売り上げの負担を少なくしていた。なお、当年下期から政府銀塊代金は直接正金銀行へ払い下げられることとなった（第2表）。そしてこれ以降、対米英相場自体は1シリング2ペンスの水準に安定・維持する体勢が整うこととなった。さらに39年1月に政府は正金銀行に対し、ドルとポンド以外の為替相場を1シリング2ペンスに接近させるため、本邦外国為替銀行に正金銀行建値の使用、各種為替に正金銀行建値の公示を指示した。ここに日本の為替相場は、各幣種とも対英1シリング2ペンスに完全に釘付けされることになった⁸⁵⁾。こうしたなかで5月には、正金銀行の外貨資金の不足が1億6千万円に達したのを受けて、大蔵省と日本銀行はこの対策を協議した。その結果、日本銀行は金現送を行い、在外正貨を設定する方針を決定し、その後数次の金現送が行われ、日本銀行の保有額にして2億2,857万円の送金が実施された。この場合、売却代わり金（手取額7,348万ドル）は、正金銀行を通じて、アメリカにおける銀行預金・財務省証券に運用された。なお正金銀行は、外貨資金に不足が生じた場合、この運用資金を自行に移管のうえ、使用できることとなった⁸⁶⁾。政府は39年中旬、日本銀行の斡旋のもとに、これまでの慣習を破って正金銀行の銀行間取引を開始させることになった。この措置によって、為替市場の統制はほぼ完成されることになったのである⁸⁷⁾。

ところが、欧州の戦局は同年8月23日の独ソ不可侵条

80) 平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」142-143ページ。

81) 柴田善雅、上掲書、122-123ページ。新井慎次、上掲書、142ページ。

82) 原明、上掲書、281-283ページ。齊藤壽彦、上掲論稿、37-39ページ。

83) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、276ページ。日本銀行調査局特別調査室編、上掲書、378-382ページ。日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、375-378ページ。東京銀行編、上掲書、426-429、433-434ページ。

84) 齊藤壽彦、上掲論稿、41-44ページ。

85) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、264-266ページ。新井慎次、上掲書、141ページ。

86) 日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、398-399ページ。

87) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、267-268ページ。

約の締結を境として急速に悪化し、25日にイギリスは為替安定資金の出動を停止して、対米4ドル68セント相場の固守方針を放棄し、同時にポンド相場維持政策を放棄したことにより、ポンド貨は急落し英米クロス相場は大幅な変動を示した⁸⁸⁾。そして、欧州戦争の勃発後、各国の貿易・為替統制が強化され、とりわけイギリス政府はイングランド銀行との対立を含みながらも為替管理強化の方針を容認し、為替管理体制を強化したため⁸⁹⁾、9月5日にイングランド銀行はポンド貨の対米レートを改定した。この影響のもとに円為替は、急速に不安定性を増し、ポンドは外貨交換性を失うと同時に、イギリスの為替管理強化によって、資金の移動に円滑さを欠く恐れがでてきた⁹⁰⁾。こうした状況のもと、9月29日に日本銀行はポンド売りによるドル資金の調達に対処し、為替銀行に対し為替集中制からドル資金を供給する措置を実施せしめた。これを反映し、戦争長期化が必至となった10月、イングランド銀行は正金銀行ロンドン支店が輸出代わり金30万ポンドにドル為替売却を求めると、直ちに拒絶するにいたった。この結果、日本がポンド圏向け輸出により獲得したポンドでイングランド銀行からドルを調達してドル圏から軍需物資を輸入する、この間の貿易・決済構造は致命的な障碍に直面した。また、ドイツにおける正金銀行ベルリン・ハンブルグ両支店は、開戦当初英仏側の経済制裁により大きな影響を被ったものの、その後シベリア鉄道の利用、日独支払の取決め・満独協定の更新などによって回復し通常業務に戻った。⁹¹⁾。かくして日本政府は10月24日にポンドの国際通貨性喪失を確認し、翌日ポンド・リンクよりドル・リンクへの転換をは

かり、それ以降は為替基準を対米相場(23ドル7/16)におくことに改めた。これに伴って、日本の外国為替銀行はこれまでの対英・米為替協定を破棄し、同銀行間の新協定を締結することを余儀なくされた。そしてこの結果、正金銀行は、これまで行ってきたロンドン支店がポンド圏への輸出代金をニューヨーク支店に回金し、ドル圏からの輸入資金を充当するという資金移動が困難となり、ここに為替資金循環構造が崩壊することとなったのである⁹²⁾。

なお、この間の外国為替銀行の業務は、正金銀行が売買両為替を急増させ、その取扱比率は7割前後を占めている(第6表)。特殊銀行では、朝鮮銀行が対中売買両為替取引を急減、台湾銀行が広範囲(アジア・欧米・南洋等)に外国為替業務を展開し、そして財閥系普通銀行は、第三国との輸出入貿易業務を遂行したものの、縮小を余儀なくされた。また外国銀行は、外貨資金集中制の実施にともない積極的に参加し、さらにナショナル・シティ・香港上海・チャータード銀行が対欧米向け為替を取扱ったものの、結果としてその取扱量を激減させることとなった(第7表)⁹³⁾。この場合、正金銀行以外の本邦外国為替銀行は買為替では各行とも増加させ、売為替では財閥系普通銀行を除いて縮小させた。この結果、正金銀行の取扱高は買為替では新規を含めて8割以上を獲得し、売為替では外国銀行と本邦外国為替銀行の減少額分だけ増加することになったのである⁹⁴⁾。

ところで、イギリス政府は40年1月以降に為替管理改正令(第一次～第四次)を実施し、ほどなく対日信用供与を削減した。また、イングランド銀行総裁は対日追加

88) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、276ページ。

89) イングランド銀行はイギリス大蔵省の求めに応じた、ロンドン金融市場が日本に提供している金融の数値を同省に報告していた。39年9月以来信用統制局は日本の銀行や会社に対する追加的信用を許可しなかった(斉藤壽彦、上掲論稿、41-44ページ)。

90) R. S. セイヤーズ著『イングランド銀行 1891-1944年 下』(西川元彦監訳 日本銀行金融史研究会訳) 東洋経済新報社、1979年、777-780ページ。

91) 東京銀行編、上掲書、633ページ。新井慎次、上掲書、134-135ページ。

92) 日本銀行調査局、上掲書、396-398ページ。東京銀行編、上掲書、433-434ページ。平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」156ページ。

93) 原朗、上掲書、230-232ページ。この際の外貨資金集中制にへ参加は、38年9月以降、ナショナル・シティ銀行、香港上海銀行、チャータード銀行、和蘭銀行、蘭印商業銀行(の各神戸支店)、さらに12月に参加した日仏銀行の6行であった。なおこの時期(37年10月、現在)、日本に進出し、営業を展開していた外国銀行はナショナル・シティ銀行、香港上海銀行、チャータード銀行、和蘭銀行、蘭印商業銀行、日仏銀行、中国銀行、満州中央銀行の8行であった。これらの外国銀行は、日本当局に対して極めて協力的であったが、日本の中国侵略政策に対する欧米諸国の制裁措置が強化されるにつれて、日本の対外関係が急速に悪化し、外国銀行は次第に困難な状況に置かれることになった(立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900-2000年』名古屋大学出版会、1989年、77-78ページ)。

94) 原明『日本戦時経済研究』東京大学出版会、2013年、225-229、230-232ページ。

第6表 横浜正金銀行の為替取扱高

(単位：百万円)

		貿易額			正金銀行為替取扱高			正金取扱比率 (%)		
		第三国	円ブロック	計	第三国	円ブロック	計	第三国	円ブロック	計
輸 出	13 上	692	509	1,201	404	140	545	58.4	27.5	45.4
	下	832	657	1,489	483	187	670	58.0	28.4	44.9
	14 上	729	725	1,454	462	188	650	63.2	25.9	44.6
	下	1,100	1,021	2,121	768	303	1,071	69.8	29.6	52.5
	15 上	801	1,061	1,862	631	342	973	64.8	35.2	52.3
	下	941	853	1,797	674	312	987	68.3	31.7	55.1
輸 入	16 上	836	798	1,634	651	307	958	68.0	32.0	58.3
	下	155	862	1,017	146	287	433	94.2	33.3	42.6
	13 上	1,081	313	1,394	708	142	850	65.4	45.3	61.0
	下	1,018	251	1,269	733	75	809	72.0	30.0	63.7
	14 上	1,123	355	1,478	750	121	871	66.7	34.0	58.9
	下	1,112	327	1,439	741	77	819	66.6	23.5	56.9
輸 入	15 上	1,342	370	1,712	810	96	906	60.4	25.9	52.9
	下	1,387	353	1,741	1,011	76	1,087	72.9	21.5	62.4
	16 上	1,306	458	1,763	845	137	982	64.7	27.4	47.7
	下	737	398	1,135	432	103	535	58.6	25.9	47.1

(注) (1) 原 朗、上掲書、228ページ。

(2) 原資料は、大蔵省『外国貿易月表』および横浜正金銀行「毎半季為替及金融報告」。

第7表 在日外国銀行の主要勘定 (1936-1940年)

(単位：千円)

	銀行数	支店数	総資産	貸 出	預 金	総収益	純利益
1936 (昭和11) 年	8	15	294,794	23,817	88,602	8,723	1,430
1937 (昭和12) 年	7	16	300,338	39,680	114,346	9,872	878
1938 (昭和13) 年	7	16	168,597	20,999	83,505	9,105	-126
1939 (昭和14) 年	7	16	121,896	17,181	61,577	5,144	581
1940 (昭和15) 年	7	16	135,813	5,059	83,389	5,817	-1,171

(注) (1) 立脇和夫『在日外国銀行百年史 1900～2000年』日本経済評論社、2002年、448ページ。

(2) 原資料は、『銀行局年報』(第47次)1924年～(第65次)1941年。

信用及び信用供与を抑制した。これにつづいてイギリス政府は、イングランド銀行の為替管理強化方針を容認・実施に移した。この結果、国際通貨としてのポンドの地位は喪失し、したがって自由為替市場でのポンド取引は急速に減小することになった。こうした円滑性を欠いた金融状況のもと正金銀行ロンドン支店は輸出入為替取扱を減少させ、ほどなく消滅することとなった。この結果、日本の対外経済は、米国の金を現送して軍需物資を輸入する求償貿易に矮小化されることとなった⁹⁵⁾。そして、アメリカは、日米通商条約の廃棄、欧州戦乱の拡大、日独伊三国協定の締結を背景に、対日態度を硬化すると同時に、英米ブロックを強化して対英援助に乗り出す一方、歴大な国防計画の現実に向けた態勢を整えることにした。いうまでもなく、1月に日米通商航海条約は失効したが、この間貿易制限措置実施に向け、その時機をはかっていたアメリカ政府は、イギリスと枢軸国に対する経済的金融的断絶を検討していたが、5月に日本が欧州政局をみとって仏印・蘭印に狙いをつけると直ちに対日禁輸措置を発動し、さらになお国防強化促進法を制定して輸出統制品目を追加・拡大することにした⁹⁶⁾。このポンド市場の消滅を契機として、英米間の資金交流が断絶したのをうけて、6月に日本政府は交戦国通貨建輸出の承認制を採用した結果、ポンド建て輸出為替の取組は成立せず、8月には正金銀行のロンドンとニューヨークの両支店間の資金移動は完全に途絶え、この間培われてきた為替資金の世界的な循環構造は崩壊することとなった⁹⁷⁾。なお正金銀行は、ロンドンを利用した取引量を著しく減少させたものの、ポンド系資金が過剰となり、この資金をロンドンに置かず、インド・タイなどに移動することにした。そしてさらに正金銀行は頭取席の過剰資金をボンベイ支店に移し、必要に応じてロンドン支店へ回金させるという新たな金融方式をもって対応すること

にしたのである⁹⁸⁾。

これに加えて9月26日、対日屑鉄全面禁輸を断行したアメリカは、対日経済制裁方針を固め、為替制限や資産凍結の兆しをみとった10月16日、国防強化促進法発動に基づいた対日禁輸措置を実行し、輸出を禁止した。しかし、日本の外国為替管理法は国際収支の適合及び為替水準の維持に重点を置いたものであり、実際、それは現実的に国際情勢の展開に対応しえるものではなかった⁹⁹⁾。これを受けて、日本は、第三国との経済関係が断絶し、円為替もなくなり、円ブロック圏内での自給自足に頼らざるを得ない状態に陥り、したがってその一部の輸入を中南米・蘭印・仏印などの諸国と求償的な貿易・決済関係を追求せざるを得ず、相場封鎖の体制下におけるアウトルキー的な統制経済となる。結局、日本は、懸案の求償的な貿易・支払協定の締結、対欧米経済圏との訣別を余儀なくされたのであった¹⁰⁰⁾。

事実、この対策として正金銀行は、まず手元資金を少額に留め、ついで政局の動きに合わせ、金繰り予算及び在外資金の運用に対応することにした。正金銀行ニューヨーク支店は、ドル為替に依存しない求償貿易や金決済によることになり、他方ロンドン支店は保有公債を現地借入金に充て、所有資金をボンベイ支店に回金させ、事実上の清算措置を行い、結局ロンドン支店はその機能・役割の終焉を迎えることとなった¹⁰¹⁾。なお、40年中の政府銀塊の現送は、2,120万オンス（純銀量659グラム）、その代わり金は7,247ドルに上った。イギリスが輸入許可制施行以来、銀の二大市場であるロンドン・ボンベイはすでにその自由市場としての機能を喪失し、本邦銀塊に対して門戸をとざし、残された自由市場はニューヨークのみとなった。金銀塊の現送及び外国為替基金の運用は、結局、正金銀行在外資金の補充を目的としたものであった¹⁰²⁾。

95) 平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」158ページ。東京銀行編、上掲書、633ページ。

96) 東京銀行編、上掲書、640-641ページ。齊藤壽彦、上掲論稿、41-44ページ。

97) 平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」158ページ。

98) 東京銀行編、上掲書、546-550、641-643ページ。日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、381ページ。朝日新聞社経済部編『世界騒乱と日本経済—朝日経済年史 昭和十五年版—』朝日新聞社、昭和15年、164-165、167-170ページ。

99) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、293-97ページ。齊藤壽彦、上掲論稿、41-44ページ。平智之「経済制裁下の横浜正金銀行」『横浜市立大学論集 社会科学系』第44巻1・2・3合併号、120ページ。

100) 鈴木武雄『円』岩波新書214ページ。平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」158ページ。

101) 平智之、上掲論稿「経済制裁下の横浜正金銀行」141-142ページ。東京銀行編、上掲書、641-643ページ。

102) 東京銀行編、上掲書、637-638、640ページ。

こうした情勢のなかで、日本政府は中南米や南方との貿易増進に努力をする一方、他方で41年4月に外国為替管理法を根本的に改正・施行することとした。これによって戦時為替管理の体系が構築されることとなり、あらゆる対外経済取引が政府の取締のもとに置かれ、統制体制が整い、ここに外国為替銀行の為替取扱の自主性はなくなり、統制による危険の負担は国家が全てを引き受けることとなった¹⁰³⁾。さらに政府は、この外国為替管理法を全面改正のもと、5月に正金銀行とインドシナ銀行と支払い協定、翌月イギリス系通貨為替の集中制、輸出入為替予約取極制と円貨決済制の拡大をはかることとした。すなわち為替集中制は為替銀行の為替持高をすべて日本銀行を通じて、正金銀行に設置された集中勘定に集め、為替の計画的運営を目的としたものであるが、さらに同月、政府は外国為替損失補償制度（英貨系為替取引の安定装置）を実施し、為替の集中によって生じた損失を負担することとした（補償の限度、5億円）。この場合、正金銀行は売却高または買入高を特別勘定に集中・移管し、この集中勘定について生じた損失に対し政府の補償を受け、為替リスクの負担及び業務上の利潤がなく、僅かな手数料のみとなり、普通銀行的存在に化し、特殊金融機関の性格を喪失することとなった¹⁰⁴⁾。またポンド系為替について実施されてきた輸出為替買取事前承認制が同年7月に米ドル系為替にも拡大・適用され、第三国向輸出為替が全て統制されるにいたったのである。

しかしながら、日本が南部仏印進駐を強行せんとした7月25日、米英蘭が行った対日資産凍結の断行は、英米系通貨との為替関係が断絶され、日本の対外貿易と為替決済を不可能にし、日本の第三国貿易は杜絶し、さらに

資金受払の禁止によって外国為替基金も運用ができなくなった¹⁰⁵⁾。日本はここに第三国との対外経済関係を全く遮断され、戦時経済に深刻な打撃をうけることになり、従来の英米貿易関係を失うと同時に、この依存のもとに経済統制が強化（外貨を基準として）されてきた戦争経済は終焉を告げた¹⁰⁶⁾。そして同年7月、正金銀行ニューヨーク支店は、アメリカの対日資産凍結が迫るなか、為替取組のほかドル資産の移動・処分などにあたったものの、結局、7月25日以降、米英蘭の対日資産凍結の断行によって、対欧米経済関係が杜絶し¹⁰⁷⁾、英連邦・蘭印の各支店も同様の状態に陥り、完全に閉鎖することを余儀なくされた。ここに正金銀行は、設立以来英米金融市场との相互関係の絆が断たれ、日本の国際関係が政治的・経済的に未曾有の困難な局面に際会するにいたった。世界金融の多角的決済市場であったロンドン・ニューヨーク市場が戦争のためにその機能を停止すると国際貸借の決済方法としては、支払協定によるほかなく、ことに各国の貿易・為替管理の障壁を乗り越え、国家間の物資交換をつづけるには、この種の双務協定が唯一無二の手段というべきものであった¹⁰⁸⁾。

かくして日本は、欧米との経済関係に依存しない通貨ブロックを目指して、円為替本位制を基礎とし、日本銀行を中央決済銀行とする多角的総合清算制度を確立すること、これが「大東亜共栄圏」構想がめざしたアジアにおける新しい金融秩序の姿であった¹⁰⁹⁾。これに伴い、正金銀行は、外国為替・貿易金融機関として本来的性格と訣別して、「大東亜共栄圏」の支え手（決済機構の運営機関）として、そのものを再編することを余儀なくされることになったのである¹¹⁰⁾。

103) 齊藤壽彦、上掲論稿、36-37ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、293-297ページ。

104) 日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、381ページ。大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、299-303、306-312ページ。津島壽一「戦時下に於ける我が為替政策の推移」高垣寅次郎編『戦時の貨幣金融問題』日本評論社、1942年、127-129ページ。東京銀行編、上掲書、681-682、734ページ。

105) 日本銀行百年史編纂委員会編、上掲書、379ページ。原明、上掲書、281-283ページ。

106) 原明、上掲書、224-225ページ。齊藤壽彦、上掲論稿、36-37、41-44ページ。

107) 大蔵省昭和財政史編集室編、上掲書、293-297ページ。日本銀行調査局、上掲書、382-384ページ。東京銀行編、上掲書、642-643ページ。朝日新聞経済部編『朝日経済年史—昭和十六年版—』朝日新聞社、昭和16年、108ページ。平智之、上掲論稿「経済制裁下の対外経済」141-142ページ。

108) 支払協定は、その成立の形式からみて、国家間協定と銀行間協定とに分けられる。前者は国家間の貿易協定により授權されて締結される。後者は、政治や外交の絆を離れ、順経済的な立場から技術的にことを運ぶ方がその成立を容易にした（東京銀行編、上掲書、742、745、749ページ）。

109) 杉原 薫「東アジアにおける工業化型通貨秩序の成立」秋田茂・龍谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』溪水社、平成13年、81-82ページ。

110) 平 智之、上掲論稿「経済制裁下の横浜正金銀行」120ページ。

ここに幕末期以来、欧米諸国との深交関係のもとに成立・展開してきた日本の対外決済機構がここに崩壊し、同時に第三国通貨建の為替相場が廃止され、代わって政

府公定の円建相場に一元化された結果、外国為替・貿易金融機関としての正金銀行の歴史的役割はおえ、事実上の終幕を迎えることとなったのである。

